

平成27年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 5月21日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年5月21日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第52号議案

東京都公立学校長の任命について

第53号議案及び第54号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

(報告)

(2) 市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）の設置場所の変更について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	前 田 哲
指導部長	伊 東 哲
人事部長	加 藤 裕 之
福利厚生部長	高 畑 崇 久
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	粉 川 貴 司
（書記） 総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第8回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は読売新聞社外6社、合計7社、個人は合計10名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影はありません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回4月9日開催の第6回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じます。よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第6回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回4月23日開催の第7回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第52号議案から第54号議案まで及び報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

（1）平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 報告事項（1）平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について、説明を人事部長、よろしく申し上げます。

【人事部長】 報告資料（1）概要版を御覧ください。

本調査については、平成24年度から始め、26年度は3回目になります。趣旨としては、体罰の根絶に向けた取組を行うため、実態を的確に把握するということです。対象については、全区市町村立及び都立学校の校長、教職員、児童・生徒全てに調査を行っています。26年度に発生した体罰不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導、その疑いのある事案について調査を行いました。方法については、教職員は校長による聞き取り、児童・生徒については質問用紙、聞き取り調査を行いました。備考ですが、本調査については、平成26年12月1日から平成26年12月26日の約1か月間で行っているので、その後に事故報告があった件については、事故報告により記載してありますので、平成26年度に起きた体罰については全て含まれています。

表1を御覧ください。本調査への報告のあった学校数です。平成26年度については、468校から報告がありました。平成25年度に比較して、327件減っています。

表2を御覧ください。体罰等の態様です。（1）体罰、（2）不適切な行為、（3）指導の範囲内とありますが、その下の網掛けになっている分類、基準に基づいています。まず、体罰です。平成26年度については68人で、前年度に比較して54人減っています。不適切な行為については、前年度に比較して451人減っています。指導

の範囲内についても、126人減っています。

表3を御覧ください。先ほど報告したとおり、体罰行為者は68人います。その中で、外部指導員が1名、卒業生等が1名が含まれているため、教職員については66名です。この中で講師が5名含まれていますので、常勤は61名となります。教職員については、昨年度より44人減っています。外部指導員についても、平成25年度は9名でしたが、平成26年度は1名ということで、8名の減になっています。

続いて、場面です。授業等の教育活動、部活動に分けた場合、部活動がかなり減少しており、平成25年度は31人、平成26年度は11人で、20人の減となっています。これは、調査を開始した平成24年度と比較しますと、部活動関係は8分の1に減っています。場所については、部活動が大幅に減っていますので、校庭・体育館はかなり減っているということです。

次ページの表4を御覧ください。体罰を受けた児童・生徒の数が記載されています。先ほど報告したように、体罰者が減っているので、体罰を受けた児童・生徒数も減っています。また、傷害別の内訳ですが、骨折、捻挫等の重い傷害を負わせたものはなく、あざ・内出血等が9名、口内出血、擦過傷等を負わせたものが1名ずつになっており、その他が1名で、計12名が体罰による傷害を負わせたということです。

表5を御覧ください。体罰の原因です。全体の7割が、「態度が悪い」、「指示に従わなかった」が原因として挙げられています。また、体罰の認識ですが、「感情的になってしまった」、「言葉で繰り返し言っても伝えられなかった」が全体の8割以上になっています。「体罰を行う以外考えられなかった」ということについては、平成24年度は8人いましたが、部活動の指導はこの原因が多く、部活動が減っているので、平成26年度は1人となっています。

「平成26年度の傾向について」ということで、今、報告した内容が全体の傾向に書かれています。

また、体罰を行った者の特性についてですが、教職員66人で、そのうち61人が常勤です。また、体罰事故を繰り返し起こした者が全体の中で4人います。昨年度は12名いましたが、減少しました。また、体罰を行った61名の平均在職年数は15.7年で、年齢構成については、20代が9人、30代が19人、40代が10人、50代が23人ということで

す。そのうち、女性は12人です。

7 ページを御覧ください。平成24年度から実施してきましたが、7 ページ以降に、体罰が行われた学校名、場面、行為者、件数等が記載してあります。高等学校については、10校です。

8 ページ、区市町村立小・中学校については、52校です。

9 ページを御覧ください。件数が多い、傷害等があった体罰の程度が著しい事案については、事案の概要を記載しています。

最後に、平成24年度から体罰根絶に向けた取組を行い、件数は着実に減少しているので、体罰の根絶に向け、今までの取組を更に見直しながら取り組んでいきたいと考えています。特に課題と考えているのは、体罰の処分歴がなく体罰を行ってしまった者が9割以上ということです。各学校では、従来7月、12月に服務事故防止研修を実施していましたが、今年は4月にも服務防止研修を実施しました。今回のデータを更に分析して、服務事故防止に実効性のある研修の内容としていこうと考えています。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございますか。

【木村委員】 冒頭、調査方法について簡単に説明がありました。従来からも説明していただけていますが、もう少し詳しく説明をしていただけませんか。聞き取り、質問用紙等が主になっていると思いますが、よろしくお願いします。

【人事部長】 児童・生徒には全員に質問用紙を配ります。児童・生徒が、体罰を自分が受けただけではなくて、見たものも含めて、例えば小学校の低学年では、教員がかなり丁寧に調査の趣旨を説明して、そこで書いてもらうようにします。配りっ放しで書かせるものではありません。そこに書いてきたものについては、聞き取りを行い、更にその内容を詳細に調べていきます。教職員については、本人が言う場合と他の教員が言う場合があるので、他の教員が言った場合は校長が聞き取りを行い、事案を確定していきます。そうした中で、体罰、不適切な行為、指導の範囲内というのは、そのまま都教育委員会の方に挙げてもらい、都教育委員会の方で仕分けをしていくということです。

【木村委員】 質問の内容は、3年度の間で変わっていませんか。

【教職員服務担当課長】 質問の内容については、基本的には同じですが、子供に対してどう聞くかということが初年度るとき議論がありまして、特に低学年の小学生に関しては、「先生に続けてほしいこと」といったような明示的に聞いていないような質問の形になっていました。昨年度から学年の段階に合わせて、高学年に関しては、先生にたたかれたか？というようなことを直接的に聞いていますが、低学年に関しては、「先生にやられて嫌なこと」とか、そういう形で聞き方を工夫したという点では、小学校の低学年の児童については、一昨年に改善して、今年は昨年と同じような形で調査を実施しています。

【木村委員】 多分そういうことがあったのではないかという感じがしたのは、ほかの学校レベルに比べて、24年度は小学校については非常に少ないからです。25年度には増えていますので、24年度の小学校90校というのは特異な数字とってよいのではないのでしょうか。調査が始まったばかりということもあったと解釈してよろしいですね。

【人事部長】 はい。質問の形を変えたので、かなりいろいろなものが挙がってくるような形になったので、件数は非常に多くなっております。

【木村委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【竹花委員】 3年度の調査結果を比較して、これまでの都教育委員会、各学校の取組について、どういう感想を持っているのか聞かせていただけますか。

【人事部長】 これまでの取組で、件数は減っていますが、先ほど話したように新規が多いです。今年は、繰り返しやっている人が4人で、そのうち教員が2人います。新規の人で、まだまだ意識改革のための研修が必要だと考えています。ただ、例えば体罰を行った者たちに聞いても、言葉で言ってもだめだから体罰を行うというのは少なくなってきたので、一定の成果は出ていると考えています。

【竹花委員】 答えづらいところもあるのかもしれませんが、私の感じでは、非常に順調に取組が進められていると思います。もちろん件数もそうですけれども、体罰の程度についても、学校の意識も大きく変わってきているのではないかと感じます。先ほど部長の話にもありましたけれども、体罰をしなければ部活がうまくできな

いとか、授業がうまくできないというのが一つの抗弁としてあったのですけれども、この間の取組で体罰が減ってきて、部活はうまくいっていないのかということについて、各学校現場の意見は把握していますか。

【人事部長】 研修で、体罰ではなくて言葉で指導するという事でかなり意識改革を行っています。部活で成果を上げている学校の大多数は、言葉でうまく生徒たちを指導しているという事例を研修で挙げますので、全体としては意識はかなり変わってきていると思います。

【竹花委員】 分かりました。それを継続して、学校現場の状況を把握し、また、皆さんの意見を集約していく努力を継続してほしいと思います。

しかし、懸念するのは、体罰の把握の端緒です。先ほどの説明にもありましたけれども、東京都の場合は、子供たちからも話を聞こうとするところが体罰の実態を明らかにする上で有用な手法になっていると思うのです。どこに調査の端緒別というのがありますか。

【人事部長】 5ページの(9)体罰事案の把握のきっかけでしょうか。

【竹花委員】 これが一つですけれども、2ページに申告者別報告数があります。児童・生徒本人と他の児童・生徒が約800件あって、全体1,302件の中で占める割合が非常に大きいです。教職員本人や他の教職員からというよりも、むしろそちらの数の方が非常に大きいと思います。それをもとに調べてみると、5ページに、これは体罰だったと確認された件数の中に占める割合にしても、児童・生徒本人からのもの、他の児童・生徒からのものが5割を超える数となっています。

疑問なのは、生徒たちは体罰ではないかと申告したのに、先生たちは、体罰であるということについての認識を持たなかったか、持っていたとしても申告しなかったかという件数がかなり含まれている。半分以上と認められるわけですがけれども、この事案の調査の過程で、先生たちは、自分で申告しなかったのはどうしてなのかということについて分析をしてみましたか。

【人事部長】 今、集計をして、分析の途中ですけれども、多いのは、体罰の報告書で、生徒と教員がタイムラグはあるものの、別々に言った場合もあるので、それも含まれています。教員が言わなかった場合はどうかということですが、一つは、

自分が体罰として認識がなかったというのもありますし、一方で、生徒がこのくらいでは言わないだろうと思っていたということもあります。

【竹花委員】　そこら辺は少し分析をして、教訓にして、今後の指導、研修に生かして行ってほしいと思います。もちろん、中に悪質なものが含まれれば、それは何らかの処分の対象にもなるものだと思うので、そこはよく精査をしてほしいと思います。

もう1点、いろいろ対策をとって効果を上げている一つの理由として、私は、主要な体罰事案について校名を挙げて公表していることがあると思います。それは都立学校ばかりではなくて、小・中を含めて行われているわけですが、そこら辺の大きさもあるように思うのですけれども、事務方はどういうふうにご考えておられますか。

【人事部長】　通常、学校で体罰があると、区市町村によって自分のところですぐプレス発表するところがあります。件数が多いところは、そういうところが多いです。さらに、体罰の報告書として上がってくるということがありますので、今、竹花委員がおっしゃられたように抑止力はかなりあると考えています。

【竹花委員】　分かりました。ありがとうございます。

【教育長】　ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】　減っていることは非常にいいことだと思うのですが、当然、認識していると思うのですが、体罰の調査に関するマイナスの側面ということも、調査する側としては頭の中に入れておられると思います。例えば、こういう調査があるということは、特に高学年になればなるほど、指導の範囲内とありますけれども、指導のつもりでやっていること、言っていることも、時々耳にするのが、子供たちが先生に対して「体罰だぞ」というようなことを言って、先生が子供に対する指導について萎縮をするというような体罰調査のマイナスの側面があると思います。要するに、調査の行き過ぎによって、教育現場にマイナスの効果が出ていないかどうかについては、意識し過ぎると体罰の調査そのものが行き届かなくなるという側面があると思いますけれども、この辺も調査する側としては是非意識していただければと思います。では、どうしたらいいのか私自身も答えがないのですけれども、そういう側面もあるということは頭の中に入れておいた方がいいのではないかと思います。

【人事部長】　今、遠藤委員からの御指摘で、私もその辺は非常に注意をしていま

して、挙がってきたもので適切な指導もあるわけです。例えば、子供たちをほかのところに行かせるので手を引っ張って誘導するとか、「座って聞きなさい」ということで肩に手を置くとか、そういうものもアンケートで挙がってきています。そういうものは当然、指導の範囲内としています。指導部の方でガイドラインを出しているのですけれども、これ以外にも、ここに載っていないようなことで、指導の範囲内ということであれば、研修等でそういう材料を使って、先生たちがきちんと指導できるような形で情報提供していきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）の設置場所の変更について

【教育長】 報告事項（2）市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）の設置場所の変更について、説明を特別支援教育推進担当部長、よろしくお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）の設置場所について、説明します。

1の計画概要のとおり、市ヶ谷地区特別支援学校（仮称）については、東京都特別支援教育推進計画第三次計画（平成22年策定）で開校を予定した学校です。設置場所は、旧市ヶ谷商業高等学校跡地で、新宿区矢来町に計画していました。計画の内容は、土地の面積として6,000余平米ということで、建ぺい率、容積率を掛けても、延床面積として1万平米弱で計画をしていました。開校予定年度としては平成31年度、知的障害教育部門の高等部を予定していたところです。

本地については、活用理由として、中野特別支援学校、王子特別支援学校という、新宿区に居住している子供が通学している学校が、在籍者数の増加で新校を設置しなければいけないということで、新宿区にある数少ない都立学校の跡地に計画をしていたところです。

2の設置場所の課題にありますとおり、本地については、周囲の道路が狭あいということで、実際の設計に向けての調整に入ったところ、道路幅員が4メートル未満で

あること、近隣との調整が非常に困難であること、新宿区の拡幅事業を行う場合には相当期間の調整が必要だということ、更には、土地の面積が少なく、立ち上がったところで延床面積もかなり少ないということもあり、調整が非常に困難であるという状況でした。

同時に、他に良い土地はないか探していたところ、その後、活用可能な所有地が新宿区内に、面積が広く、片側2車線の広い道路に面している土地が見つかり、そちらの方に変更を前提とした調整を進めさせていただきたいと考えています。

場所は、新宿区戸山3丁目にあります東京都心身障害者福祉センターが他の土地に移転をするということで、移転後に本校を設置したいと考えています。土地の状況ですが、面積は1万平米弱ですが、建ぺい率、容積率等を掛けて、延床面積として3万平米弱確保することができ、当初の計画に対しても、かなり広い場所を確保できる予定です。今後のスケジュールは、場所を移した上で、できるだけ早く設置できるように関係局と調整したいと思いますが、今後、調査等が必要なために、計画はまだ確定していませんが、確定次第、報告したいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますか。

【竹花委員】 本計画は、平成22年11月に都教育委員会で決定したものでですか。

【特別支援教育推進担当部長】 そうです。

【竹花委員】 本計画の中に、設置場所として新宿区矢来町と決めていたわけですね。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。一覧表の中で決めています。調整を進める上で、変更になる可能性があるということを注意書きで付しています。

【竹花委員】 そういうこともあり得べしということを想定した上で計画を策定したわけですね。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。

【竹花委員】 気になるのは、近隣住民等との事前調整の困難度が高いと書いてありますが、何が理由で事前調整が難しいということですか。

【特別支援教育推進担当部長】 もともと道路が非常に狭いために、工事車両が通

るに当たって、近隣の土地を隔切りで通らせていただくとか、そういったことまで発生するなど、通常の工事に比較しても困難だということもあります。

【竹花委員】 気になるのは、特別支援学校を持ってこられると困るという趣旨であるのかどうかだけ確認をしたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 特別支援学校であるがゆえにということではございません。

【竹花委員】 分かりました。変更後の設置予定場所は、地域住民の事前調整の困難度はさほど高くないと考えてよろしいでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 土地の形状や近隣の状況からしても、近隣住民の反対はほとんどないと考えています。また、現在、心身障害者福祉センターがありますことから、特別支援学校に対して反対が起きるのではないかという心配も極めて少ないと考えています。

【竹花委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 新しいスケジュールに、今後、関係局と調整と書いてありますけれども、31年度に開校予定で、本校をつくる理由のところには在籍者数増加への対応とあります。これが更に新しく計画練り直しになると、31年度より先にずれ込むわけですね。いつになるかは調整中ということですが、そのめどと、この間、増加する者への対応は、既往の特別支援学校の増設とか、あるいは臨時的措置で、増加に対して何か具体的な対応策はとるのでしょうか。矢来町の近辺は私の今の職場の近くでよく知っているけれども、4メートル未満の道路とか狭あいというのは初めから分かっていたことで、なぜここに新しいものをつくるのでしょうか。市ヶ谷商業高等学校があったときには近隣に何もなかったと思うのです。商業高等学校がある近辺に住宅がどんどん建ってきて、結果として学校が囲まれてしまったということだと思うのです。そこにまた新しい建物をつくるというのが無理な状況だったのではないのでしょうか。

そんなことを今更言ってもしょうがないので、私の関心は、一日も早くつくってあげたらいいと思うけれども、いつ頃になるのかということ、延びた分だけ増加に対してどういう対応をするのか教えてください。

【特別支援教育推進担当部長】 私どもも一日も早く調整を進めたいと存じますが、ここは遺跡があった地歴があり、解体をした後に調査が入るということで、この時点では正確な日程が確定できないという意味で調整ということです。

【遠藤委員】 戸山の方も遺跡があるのですか。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。現在、調査をした結果、もと遺跡があった場所だということまでが分かっている、現時点では何年度ということが記載できないのですが、できる限り最短でということで関係局と調整をしているところです。

それから、増えていることへの対応ということで、新しい学校に来られる生徒は近隣の中野特別支援学校と王子特別支援学校に通っているわけですが、王子の方は既に計画上の増改築をする予定で、そちらの方でも吸収してまいりたいと思っています。

【遠藤委員】 分かりました。

【乙武委員】 地図を見ると、私の母校でもある都立戸山高校の真隣に位置すると思うのですが、都立高校の方で、これほど近接するような形で高校と特別支援学校が隣接するようなケースは、ほかにあるのでしょうか。それに伴うメリット、デメリット等については検討がなされているのかという点についてお伺いできればと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 一番近接しているのが、町田にあります野津田高校と町田の丘学園が接している状況です。デメリットについては、今、町田については特にございませませんが、メリットについては、特別支援学校の生徒が急増することによって、野津田高校が空いている時間に特別教室をお借りするなど、地つながりでフェンスを開け閉めして行き来させていただいたり、そういうメリットはございます。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月11日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は、6月11日木曜日、午前10時より教育委員会室で開催します。

なお、5月第4木曜日の28日は案件がございません。

また、次回6月11日の教育委員会からは、都庁内改修工事によるフロア移転がございますので、教育委員会室が都庁第一本庁舎北塔37階に移りますので、お間違えのないようお願いいたします。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、5月28日は案件がないとのことですので、5月28日の教育委員会は開催しないとしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、5月28日の教育委員会は開催しないことといたします。

また、次回の教育委員会からは、教育委員会室が第一本庁舎に移りますので、御注意をお願い申し上げます。

日程その他に何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

（午前10時38分）